

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和48年10月から50年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。昭和46年*月に母が亡くなり、将来の生活に不安を感じたので、大学卒業後は母の実家のあるA町（現在は、B市）に転居し、同町役場で転入手続きと国民年金の住所変更手続きを行った。母が亡くなってからは、自分で国民年金保険料を納付し、地区の集金人に勧められて付加保険に加入してからは、付加保険料についても一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び昭和50年7月から52年3月までの期間を除き未納は無く、保険料納付済期間の大部分について、付加保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間①及び②に近接する昭和48年4月から同年9月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間については、当初、オンライン記録において未納期間とされていたが、申立人に係る特殊台帳等の記録により保険料納付の事実が確認できたことから、平成22年6月24日に納

付済期間に訂正されており、行政機関の記録管理に不備があったことが確認できる。

申立期間①は、12 か月と短期間であるとともに、前後の保険料が納付済みである上、当該申立期間後の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの納付記録については、上述のとおり、未納期間から納付済期間に訂正処理が行われている。

また、申立人は、昭和 47 年 3 月に大学を卒業後、A 町に転居し、同町役場において転入手続及び国民年金の住所変更手続を行ったと供述しているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、「昭和 47 年 12 月 11 日移管（C 社保へ）A 町」と記載され、特殊台帳には、「48. 1. 18（D 社会保険事務所より移管）」と記録されており、47 年中に当該手続が行われたものと考えられ、当該手続時点で、申立期間の保険料は、現年度納付が可能であり、国民年金に係る変更手続を行いながら、保険料を納付しなかったとは考え難い。

なお、B 市では、申立期間当時、他市町村からの転入者に係る保険料納付方法について、「現年度分保険料については、納付書を自宅に送付していた。」旨を回答していることから、申立人に対し申立期間に係る納付書が送付されたものと考えられる。

申立期間②は、18 か月と比較的短期間であるとともに、前後の保険料が納付済である上、当該申立期間前後の期間である昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 50 年 4 月から同年 6 月までの期間の納付記録については、上述のとおり、未納期間から納付済期間に訂正処理が行われている。

また、申立人は、申立期間中の昭和 49 年 10 月 1 日に付加年金に加入していることが、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により確認でき、加入が任意である付加年金に加入しながら、定額保険料及び付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が付加年金に加入した上記の時点において、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月以降の定額保険料と同年 10 月以降の付加保険料を含む定額保険料については現年度納付が可能であり、48 年 10 月から 49 年 3 月までについては、定額保険料の過年度納付が可能であり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、これらの保険料について納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの付加年金保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、夫の海外赴任に伴い、平成7年8月に海外に転居したため、8年4月に国民年金の第1号被保険者資格を喪失することとなったが、母親に依頼して任意加入及び付加年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については付加保険料を含め納付したはずである。当時の確定申告書（控）を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間に未納は無い上、申立期間前後を含め、その大部分について、付加保険料を納付していることが確認できるなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人から提出された平成8年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄を見ると、国民年金保険料として申立人の所得から控除されていることが確認でき、8年度の定額保険料及び付加保険料の1年分を前納した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、当該確定申告書（控）の所得金額等の申告内容から、申立期間当時、申立人は国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付するのに、十分な資力があつたと考えられる。

加えて、申立人は、「申立期間当時、母親に、私の国民健康保険の資格喪失届の提出及び被保険者証の返納と併せて、国民年金の任意加入及び付加年金の加入手続を行うため、A市役所に行ってもらおうよう頼んだ。その

後、私の預金通帳の口座から申立期間に係る国民年金の定額保険料及び付加保険料に見合う額が引き落とされていたのを確認し、確定申告書を作成したことを覚えている。」と、申立期間当時の状況を具体的に供述しており、申立人の保険料納付状況及び納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料について、付加保険料を含めて納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加年金保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 271

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 1 月に農業者年金制度が発足した際、同年金及び国民年金の付加保険に加入し、農業者年金及び付加保険を含む国民年金保険料については、妻の国民年金保険料と一緒に集金人に納付した。国民年金について、申立期間に係る全期間の付加保険料と、一部期間の定額保険料が未納となっており、年金記録に係る確認申立書を提出したところ、年金事務所で、定額保険料についてのみ納付済期間に訂正されたが、付加保険料についても納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、15 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金の定額保険料を全て納付していることが確認できる上、申立期間以降の農業者年金加入期間について、付加保険料を全て納付していることが確認できるなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、農業者年金の被保険者は、昭和 46 年 1 月以降の月について付加保険料（所得比例保険料）を納付する者とされていたが、農業者年金に係る適用事務の遅れにより、付加保険料を含む保険料の徴収事務に支障が生じていたことから、社会保険庁（当時）は、付加保険料が未納とならないよう当該保険料の取扱い等に関する通知（「農業者年金の被保険者に係る所得比例保険料の取扱いについて（昭和 46 年 2 月 15 日庁文発第 290 号）」）を発出し、国民年金の定額保険料のみが納付されてい

る月の付加保険料については、市町村において、46年4月末までに追徴することとし、当該保険料が過年度分となった場合は、社会保険事務所（当時）において過年度納付することが可能とされていたことが確認できる。

さらに、申立人に係る農業者年金の加入手続は、昭和46年3月26日に行われていることが確認でき、国民年金の付加保険に係る加入手続についてもこの頃に行われたものと考えられるとともに、申立期間に係る定額保険料については納付済みであることから、申立人に対しては、上記通知に基づく市町村の追徴等が行われたものと考えられ、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

なお、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までについては、当初、オンライン記録において定額保険料及び付加保険料が納付された記録は無く、未納期間とされていたが、申立人からの年金記録確認申立てを受け、年金事務所において記録確認を行った結果、平成23年3月22日付けで定額保険料の納付済期間に訂正されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 5 日から 39 年 1 月 31 日まで

昭和 60 年頃、社会保険事務所（当時）で年金裁定請求手続を行った際、担当者から「一時金が支給されている期間は年金が支給されない。」との説明を受け、初めて脱退手当金が支給されていることを知った。

退職当時、脱退手当金制度を知らなかったもので、自ら脱退手当金を請求することはあり得ないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、最初に勤務した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 1 月 31 日の前後 3 年以内に資格喪失し、2年以上の被保険者期間のある者 17 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む5人に脱退手当金の支給記録が確認できるものの、それぞれ資格喪失日から3か月後乃至1年6か月後に支給決定されていることが確認でき、規則性は認められないことなどを踏まえると、事業主による代理請求がなされていた可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人は、A社を退職後、昭和 39 年 4 月から B 病院において勤務していることが確認でき、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時点では、既に C 縣市町村職員共済組合に加入していたことを踏まえると、当時、申立人が、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間④に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月15日から29年9月15日まで
② 昭和29年9月16日から31年10月18日まで
③ 昭和32年5月1日から34年6月1日まで
④ 昭和37年1月4日から39年8月15日まで

申立期間①、②及び③については、A社を退職後に、また、申立期間④については、B社を退職後に脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、当該未請求期間に係る被保険者資格喪失日から申立期間④に係る被保険者資格取得日までは、わずか5か月と短期間であることを踏まえると、申立人が申立期間④のみを請求し、近接した被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、脱退手当金の未請求期間及び申立期間④に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号については、申立期間前の昭和40年10月20日に統合処理が行われていることが健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人欄により確認でき、申立期間④に係る脱退手当金の支給決定時点において、当該二つの期間の被保険者記録は、同一の記号番号で管理されていることから、一方の期間についてのみ脱退手当金

が未請求となっていることは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間④に係る脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和40年12月7日に支給決定されたこととなっている上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性について、申立人の健康保険番号の前後50番以内で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年8月15日の前後2年以内に資格喪失し、2年以上の被保険者期間のある者35人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人を含む3人のみであることを踏まえると、事業主による代理請求がなされていたとは考え難い。

加えて、申立人の上記被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間④の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年1月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①、②及び③について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年6月1日の前後2年以内に資格喪失し、かつ同事業所において2年以上の被保険者期間がある者26人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、11人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む7人が資格喪失から5か月以内に支給決定されている上、申立人と同時期に資格喪失した同僚は申立人と同日に支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間①、②及び③に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年8月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の申立期間①、②及び③に係る脱退手当金は、上記のとおり昭和34年8月4日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見

当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 15 日から 35 年 12 月 28 日まで
申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したことや受給した覚えも無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 12 月 28 日の前後 2 年以内に資格喪失し、2 年以上の被保険者期間のある者 45 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 24 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人については、資格喪失日から 8 か月後に脱退手当金が支給決定されているものの、17 人については資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、昭和 36 年 9 月 5 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思が無かった旨を供述しているほか、44 年 9 月 1 日まで厚生年金保険の加入歴が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から29年12月31日まで
② 昭和31年2月12日から33年8月19日まで

私は、昭和24年4月1日から29年12月末までA社に、31年2月12日から33年8月19日までB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、申立期間について、既に脱退手当金が支給されたことになっており、請求したことも受給したことも記憶に無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答（昭和34年8月22日）したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和34年10月13日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったほか、申立期間以降、長期間にわたり厚生年金保険の加入記録が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人からは受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月6日から44年9月10日まで

私は、A社において、昭和43年2月13日から45年4月20日まで継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から、申立人は、少なくとも申立期間のうち一部期間については、A社で勤務していたものと推認することができる。

しかし、上記複数の同僚の供述においても申立期間における申立人の正確な勤務期間及び勤務実態は不明である上、申立人と同時期に入社した同僚13人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、4人については、申立人と同様に昭和43年9月6日付けで被保険者記録を喪失し、44年9月10日付けで再取得していることが確認でき、当該被保険者資格を再取得した際には、新たな健康保険被保険者番号がそれぞれ付番されている状況を踏まえると、同社では、一部の従業員の厚生年金保険の資格を一時期喪失させていたことがうかがえる。

また、オンライン記録で連絡先が判明した同僚等8人に文書照会及び電話聴取したところ、回答のあった6人のうち3人が、「同社では、臨時雇用での取り扱いだったと思う。また、申立期間当時は、申立人と同様、夜間勤務が中心であった。」旨を供述しており、そのうち2人は「勤務していた期間のうち厚生年金保険の記録が一部抜けている期間がある。」旨を供述しているものの、厚生年金保険の加入記録が無い期間において、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の事業主は、「A社における資料は残っておらず、当時の状況を知る者もいないため、不明である。」旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月11日から32年10月21日まで
② 昭和32年10月21日から34年8月11日まで
申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年8月11日の前後2年以内に資格喪失し、2年以上の被保険者期間のある者26人及び申立人が名前を挙げた同僚3人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む10人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、同社において同じ日に資格喪失した者について、同じ日に支給決定されている事例が複数見受けられることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和34年12月16日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思が無かった旨を供述していることを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで

私は、A社を昭和 29 年 8 月頃に退職し、同年 12 月から 34 年 5 月末までB社で勤務していた。10 年ほど前に社会保険事務所（当時）で確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の支給済期間となっていることを知った。しかし、私は、退職時に会社から脱退手当金の説明を受けたことや、請求や受給もした記憶も無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性について、申立人の健康保険番号の前後 50 番以内で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 6 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、2 年以上の被保険者期間のある者 67 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、54 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 51 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和 34 年 9 月 14 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思が無かった旨を供述しているほか、申立期間以降、長期間にわたり厚生年金保険の加入記録が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことがない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 2 日から 42 年 7 月 30 日まで
② 昭和 42 年 9 月 11 日から同年 12 月 29 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 21 日から同年 11 月 30 日まで

A 社、B 社及び C 社における厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことや受給した覚えは無いので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 46 年 5 月 25 日に支給決定されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人は、申立期間の事業所を昭和 45 年 11 月に退職後、再就職する意思は無かった旨を供述しており、57 年 7 月まで厚生年金保険の被保険者資格を再取得していないことを考え合わせると、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月5日から26年11月13日まで
申立期間当時、脱退手当金制度を知らなかった上、脱退手当金を請求したことや受給した覚えもないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金は、婚姻又は分娩による退職が支給要件であったところ、申立人に係る戸籍謄本を見ると、脱退手当金の支給決定日である昭和27年1月10日より前の26年11月*日に入籍していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金に係る資格期間、支給金額及び支給年月日が記録されており、当該支給記録は、オンライン記録と一致している上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の脱退手当金は昭和27年1月10日に支給決定されているところ、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は「婚姻後は、習い事をするため再就職する意思が無かった。」と供述しているとともに、申立期間の事業所を26年11月に退職後、31年3月まで厚生年金保険の被保険者資格を再取得していないことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 22 日から 39 年 12 月 2 日まで
② 昭和 41 年 6 月 6 日から同年 7 月 31 日まで
③ 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 12 月 21 日まで
④ 昭和 45 年 8 月 31 日から 47 年 7 月 21 日まで
⑤ 昭和 47 年 7 月 25 日から 50 年 5 月 2 日まで

申立期間当時、脱退手当金の制度があることを知らず、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和50年8月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号については、申立期間に係る5回の被保険者期間は同一記号番号で管理されている一方、申立期間後に係る8回の被保険者期間は別の記号番号で管理されており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 7 日から 40 年 1 月 25 日まで
② 昭和 40 年 1 月 26 日から 49 年 3 月 27 日まで

A社及びB社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことや受給した覚えは無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和 49 年 3 月 30 日に管轄の社会保険事務所(当時)に提出されていることが確認できるとともに、同年 4 月 19 日に小切手が交付されていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金裁定伺によると、申立期間の脱退手当金の送金先が申立人の当時の住所地に近接する郵便局となっていることが確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の申立人に係る脱退手当金裁定請求書及びB社において脱退手当金の支給記録がある元同僚に係る同請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、同社の名称及び所在地に係る同一のゴム印が押されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 49 年 3 月の前後 4 年以内に資格喪失し、かつ同社において 2 年以上の被保険者期間がある女性 18 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 人に

脱退手当金の支給記録が有り、そのうち4人については資格喪失日から4か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。